

伯耆町定額給付金

3月上旬に申請の受付開始を予定

問合せ先
定額給付金
事業実施本部
68-5533

★給付対象者

基準日（平成21年2月1日）において、次の要件のいずれかに該当する方が対象となります。

住民基本台帳に登録されている方

外国人登録原簿に登録されている方

ただし、観光などの短期滞在者や不法滞在者を除きます。

★受給権者

受給権者は、給付対象者 については、その給付対象者が属する世帯主です。

外国人登録原簿に登録されている方は本人となります。



Aさんの世帯: 本人、父母(65歳以上)、妻、子(18歳以下の長男、長女、次男)の7人家族
定額給付金支給額 124,000円

★定額給付金の給付額

給付額は、1人につき1万2千円、ただし、65歳以上の方と18歳以下の方は2万円となります。

伯耆町では所得制限を設けず、全世界帯に給付します。

★申請方法

2月下旬から3月上旬に各世帯に申請書を郵送する予定です。
次のいずれかの方法により申請してください。

★郵送で申請する

申請書と一緒に送られてきた返信用封筒に次の書類を入れて切手を貼らずに返送してください。

- 押印、振込口座名が記入された申請書
- 振込口座の写し
- 本人確認書類（免許証やパスポート、保険証など）の写し

町の受付窓口に出向いて申請する

世帯主本人が伯耆町役場本庁舎1階ロビーまたは溝口分庁舎1階事務室に次の書類等を持参し、申請してください。

印鑑

押印、振込口座名が記入された申請書
振込口座の通帳
本人確認書類

町で申請書類を確認し、申請者に交付決定通知を郵送した後、申請者が指定した金融機関の口座に給付金を振り込みます。

★窓口の受付時間

受付開始から3月15日までは次のとおり窓口で受付業務を行います。
平日 8時30分～19時30分
土・日曜日 9時～17時

定額給付金Q&A

定額給付金の質問にお答えします

答えは総務省の見解をもとに掲載しています。

Q、定額給付金の給付対象者と申請・受給者は誰になりますか。

A、給付対象者は、基準日（平成21年2月1日）において、住民基本台帳に登録されている者、外国人登録原簿に登録されている者（不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外）のいずれかに該当する者です。申請・受給者は、給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各給付対象者）です。

Q、1月下旬に子どもが生まれたが、出生届を2月1日以降に提出した場合、子どもの給付金は受け取れますか。

A、法定の届出期間内（出

生日から2週間まで）に出生の届出がなされれば、基準日までに出生した者として住民基本台帳や外国人登録原簿（以下、「住民基本台帳等」という。）に登録・登録されるので、給付の対象になります。

Q、基準日（平成21年2月1日）に出生した者は、給付の対象になりますか。

A、平成21年2月16日までに出生の届出がなされれば、基準日に出生した者として住民基本台帳等に記録・登録されるので、給付の対象になります。

Q、基準日より後に死亡した者は、給付の対象となりますか。基準日に死亡した場合は、

A、基準日より後に死亡

した者は、基準日時点には住民基本台帳等に記録・登録されていますので、給付の対象になります。また、基準日に死亡した者については、基準日時点において住民基本台帳等に記録・登録されていないことから、給付の対象にはなりません。

Q、基準日以降に死亡した者の給付金は誰が受け取るのですか。

A、世帯主が受け取るようになります。また、世帯主が死亡した場合は、新たに世帯主になった者が受け取るようになります。なお、一人世帯の場合は、受取人がいないため、給付しません。

Q、基準日より後に転出した場合、転出元と転出先のどちらで定額給付金を受け取ることになるのか。

A、世帯が基準日より後に転出し、他の市町村に

転入した場合も、基準日において住民基本台帳上の住所が所在する市町村が、定額給付金の給付を行います。

Q、基準日において65歳以上の者とは、生年月日がいづ以前の者をいうのか。

A、基準日において65歳以上の者とは、昭和19年2月2日以前に出生した者となります。（年齢計算ニ関スル法律による）

Q、基準日において18歳以下の者とは、生年月日がいづ以降の者をいうのか。

A、基準日において18歳以下の者とは、平成2年2月2日以降に出生した者となります。（年齢計算ニ関スル法律による）



申請書類が送られる時期に転入・転出・転居される方は、念のため郵便物の転送のための手続きをお取りすることを勧めます。

地区別出前申請受け付け日

公共施設で次のとおり出前申請受け付けを行います。
開催日時 3月8日(日)、15日(日) 午前9時～午後5時

八郷地区	B & G海洋センター	二部地区	二部公民館
大幡地区	伯耆町役場本庁舎	日光地区	日光公民館
幡郷地区	岸本保健福祉センター	溝口地区	役場溝口分庁舎

定額給付金の給付について

第1次申請受付
3月17日(火)までに申請された方
3月末までに支給
第2次申請受付
4月20日(月)までに申請された方
4月末までに支給

公共施設で無料コピーできます

定額給付金の申請のために限り、町立公民館やB & G海洋センター、伯耆町商工会（岸本・溝口）、岸本・溝口保健福祉センターで本人確認書類などの無料コピーができます。